

## 令和7年度入学者選抜 後期選抜募集要項

福島県立清陵情報高等学校  
〒962-0403 福島県須賀川市滑川字西町179番地の6  
電話 (0248) 72-1515 FAX (0248) 72-5920  
URL <https://seiryojoho-h.fcs.ed.jp/>

### 1 アドミッション・ポリシー

- ◇ 工業・商業に関する専門教科を学習することに興味・関心があり、特にコンピュータの活用能力を高めることに強い意欲をもち、入学後も知識・技術の習得に主体的に励み、専門性を生かした進路実現を目指す生徒を求めている。
- ◇ 将来、工業・商業に関する専門的な知識や技術を生かし、地域産業を担い、社会の発展のために貢献しようとする強い意志のある生徒を求めている。
- ◇ 基本的な生活習慣が確立されており、高い規範意識と他者を尊敬する心を持ち、部活動や生徒会活動、社会貢献活動などに積極的に取り組み、成長意欲があり、自己向上心を高めることができる生徒を求めている。

### 2 後期選抜を実施する学科

前期選抜により定員を充足しない小学科において、後期選抜を実施する。

### 3 課程・学科及び募集定員

課程	大学科	小学科	募集定員	後期選抜入学者募集定員	備考
全 日 制	工業	情報電子科	40名	各小学科とも、募集定員から、前期選抜の合格者数を除いた数とする。	} この小学科間で第二志望を認める。
		電子機械科	80名		
	商業	情報処理科	80名		} この小学科間で第二志望を認める。
		情報会計科	40名		

### 4 出願資格

出願資格については、次の各号のいずれかに該当する者とする。

ただし、前期選抜又は連携型選抜に合格した者は、後期選抜に出願することはできない。

なお、前期選抜及び連携型選抜の受験の有無にかかわらず出願することができる。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和7年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業生及び卒業見込の者」という。）

ただし、福島県立併設型中高一貫教育校における中学校から当該中学校に係る併設型中高一貫教育校における高等学校への入学を志願する者を除く。

- (2) 中学校卒業生と同等以上の学力があると認められる者（「令和7年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」の定めるところによる。）

## 5 通学区域

県下一円とする。

## 6 出願方法

- (1) 中学校卒業生及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、本校校長に出願する。
- (2) 上記(1)以外の者は、直接、本校校長に出願する。
- (3) 県外等からの出願については、事前に本校まで問い合わせる。

## 7 併願の取扱い

志願する学科については、大学科間（工業と商業）の第二志望は認めない。ただし、大学科に属する小学科間（情報電子科と電子機械科、情報処理科と情報会計科）において第二志望までの併願を認める。

## 8 出願期間

- (1) 令和7年3月17日（月）から3月18日（火）までとする。  
受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。
- (2) 県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、必要額の切手（簡易書留）を貼付した返信用封筒（長形3号、宛名明記）を同封の上、令和7年3月18日（火）正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

## 9 出願に必要な書類

- (1) 中学校卒業生及び卒業見込の者
  - ① **入学願書**（様式統一2号の1により、県教育委員会において作成したもの）  
入学願書には、入学検定料として2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。  
ただし、志願者において消印しない。  
なお、前期選抜又は連携型選抜において入学検定料を納付した者は、新たに入学検定料を必要としない。その際、前期選抜又は連携型選抜の出願先高等学校長が発行した「入学検定料納付済証明書」（様式統一1号の3又は統一3号の3）を入学願書の裏面に貼付する。  
また、前期選抜において定時制の課程に出願した者が本校に出願する場合には、不足する入学検定料1,250円分の「福島県収入証紙」を貼付する。
  - ② **令和7年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書**（以下「調査書」という。）（様式共通1号）  
ただし、平成31年3月末日までに中学校を卒業した者については、本校校長の判断により、提出を免除する場合がある。
  - ③ **受験票用紙**（様式統一2号の2により県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、在学（出身）学校名、志願者氏名を記入したもの）
  - ④ **入学検定料納付済証明書用紙**（様式統一2号の3により県教育委員会において作成したものに、在学（出身）学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）  
なお、後期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。
- (2) 上記(1)以外の者は、事前に本校まで問い合わせる。

- (3) 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、**後期選抜志願者名簿**（様式共通4号の2）を添付する。

## 10 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者、本人に帰責されない身体・健康上のやむを得ない理由（病気・事故等）により長期欠席等であった志願者については、本人の希望により、その理由などを記載した**自己申告書**（様式統一5号）を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校等による欠席日数が1年間で30日以上とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出できるが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

提出及び受領は次の方法により行う。

- (1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、必要額の切手を貼付した返信用封筒（長形3号）を同封する。
- (2) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は、**自己申告書受領書**（様式共通3号）を交付する。
- (3) 提出期間は、**令和7年3月17日（月）から3月21日（金）**までとする。

郵送の場合には、**3月21日（金）必着**とする。

持参の場合の受付時間は、**午前9時から午後4時まで**とする。

ただし、祝日は受け付けない。

## 11 県外等からの出願

「令和7年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」の定めるところによる。

日程等に余裕を持って、事前に本校まで問い合わせる。

## 12 願書受付

- (1) 出願書類受付後、受験番号を記入した**受験票**（様式統一2号の2）及び**入学検定料納付済証明書**（様式統一2号の3）を交付する。

志願者は、交付された入学検定料納付済証明書については、写しをとっておく。

ただし、入学検定料納付済証明書については、後期選抜において入学検定料を納付した者にのみ交付する。

- (2) 本校校長は、志願者の入学願書について精査し、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、入学願書の受付を取り消すことができる。

① 入学願書に記載した事項に虚偽があるとき

② 所定の手続きを経ないで、他通学区域から出願したとき

## 13 出願先変更

志願者は、**令和7年3月19日（水）**に、1回に限り、出願先を変更することができる。

受付時間は、**午前9時から午後4時30分**までとする。

ただし、**午後4時30分**までに中学校長からの協議があり、志願者に特別な事情があると認められる場合には、本校校長は、受付時間について弾力的な対応をする。

- (1) 本校内で出願先を変更する場合は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に**後期選抜出願先変更願**（様式後期2号の1）を添えて、在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。
- ただし、中学校卒業後及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
- なお、第二志望の変更の場合も同様とする。
- (2) 他の高等学校及び特別支援学校へ出願先を変更する場合は、次の手続きによる。
- ① 出願先の変更を希望する者は、**後期選抜出願先変更願**（様式後期2号の2）、新たに作成した入学願書及び受験票用紙、調査書並びに入学検定料納付済証明書（又はその写し）を、在学（出身）中学校長を通して、変更先の学校長に提出する。
- ただし、特別支援学校へ出願先の変更を希望する場合は、「令和7年度福島県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要綱」の出願先変更願、入学願書、調査書及び学校教育法施行令第22条の3に定められた障がいのあることを証明する書類を、在学（出身）中学校長を通して変更先の特別支援学校長に提出する。また、特別支援学校を受験する者は、入学者選抜実施日の前までに特別支援学校が実施する教育相談を受けるものとする。
- なお、中学校卒業後及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の学校長に提出する。
- ② 後期選抜出願先変更願の提出を受けた学校長は、本校に後期選抜出願先変更願の写しを持参するか、又はファックスで送付するとともに電話で連絡する。
- ③ ②により変更先の学校から連絡を受けた、本校校長は、変更先の学校に、入学願書の写しを持参するか、又はファックスで送付するとともに電話で連絡する。
- ④ 出願先変更を希望する志願者のいる中学校長は、本校に**後期選抜出願先変更者名簿**（様式後期3号）を持参するか、又はファックスで送付するとともに電話で連絡する。
- ⑤ 変更先の学校長は、提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、入学願書の受付を取り消すことができる。
- (3) 出願先変更の際して新たに提出する入学願書には、「福島県収入証紙」を貼付する必要はない。
- ただし、出願先変更により入学検定料の不足が生ずる場合は、入学願書に不足額の「福島県収入証紙」を貼付する。
- (4) すでに交付を受けた受験票は返還する。

## 14 出願の取消し

- (1) 中学校卒業後及び卒業見込の者が後期選抜の出願を取り消す場合は、**出願取消届**（様式共通7号）を在学（出身）中学校長を通して**出願期間終了後**に本校校長に提出する。
- (2) 上記(1)以外の者は、**出願取消届**（様式共通7号）を**出願期間終了後**に、直接、本校校長に提出する。
- (3) 後期選抜の出願を取り消す者は、本校に受験票を返還する。
- ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

## 15 選抜方法・選抜資料

調査書の審査結果、面接の結果及び作文の結果を資料として、本校の特色や学科の特性等に配慮しつつ、志願者の個性や学ぶ意欲を重視し、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

(1) 調査書

「各教科の学習の記録」は135点満点とする。「特別活動等の記録」、「長所・特技等の記録」、部活動や地域クラブ活動等の実績や取組等は、点数化しないが、内容について精査する。

(2) 面接

個人面接を実施する。志願者の適性と目的意識を確認するとともに、自らの考えを適切に伝える力を評価する。ただし、面接には中学校における学習活動の成果を問う内容（数学、外国語（英語）、理科、社会）を含む。面接は、段階評価するが、中学校における学習活動の成果を問う内容については点数化し、40点満点とする。

(3) 作文

作文を実施する。あるテーマについて、600字程度で思いや考えを述べる作文とする。作文は、点数化し、40点満点とする。

16 面接及び作文の日時、日程及び会場

- |            |  |
|------------|--|
| (1) 期 日：   | 令和7年3月24日（月）   |
| (2) 会 場：   | 福島県立清陵情報高等学校   |
| (3) 集 合：   | 8：20 までに本校生徒昇降口より入り、各受験会場に集合する。                            |
| (4) 日 程：   | ① 点呼・諸注意 8：20 ～ 8：35<br>② 作 文 9：00 ～ 9：50<br>③ 面 接 10：00 ～ |
| (5) 持 ち 物： | 受験票、筆記用具、上履き、下足袋、昼食（必要な場合）                                 |
| (6) 留意事項：  | 下敷きは使用できない。<br>携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。 |

17 合格者発表

- (1) 令和7年3月25日（火）午後3時以降に本校において発表する。
- (2) 本校校長は、合格者に対して、受験票と引き換えに**合格通知書**（様式共通5号）を交付する。併せて、入学予定者の事前指導・入学式等の日程及び入学後の経費等の文書を配付するので、午後4時までに来校すること。
- (3) 本校校長は、提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことができる。

18 その他

(1) 入学辞退の手続き

合格者のうち、入学を辞退する者は、**入学辞退届**（様式共通8号）を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業後及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

- (2) この要項に記載されていない事項については、「令和7年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」の定めるところによる。不明な点があれば、本校まで問い合わせる。